

障害福祉における最近の状況（平成24年度以降）

現在、国において障害福祉施策全般の見直しが行われている。平成23年度に、障害者基本法が抜本的に改正されて、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが目的とされたことほか、障害者の定義の見直し、差別の禁止等が盛り込まれた。平成24年6月には、障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資することを新たな目的として、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正された。

また、障害者の権利擁護については、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行、平成25年6月には障害者差別解消法が制定され、また、平成26年1月に障害者権利条約が批准されるなど、諸制度の変革がこれまで以上の速さで進んでいる。

このような状況の中、平成25年9月には、障害者基本法に基づき国が策定する障害者施策に関する基本計画「第3次障害者基本計画（計画期間：平成25～29年度）」が策定されたところであり、千葉県としては、この計画を基本としつつ、本県の状況を踏まえ、平成26年度中に「第五次千葉県障害者計画」を策定する必要がある。

